

**新型コロナウイルス感染防止に努めた
「新しい生活様式」下での地域活動再開
に向けたガイドライン**

ガイドラインの策定にあたって

北見市社会福祉協議会では、北見市の福祉のまちづくりの一翼を担いながら、町内会（自治会）、民生・児童委員、ボランティア、企業、関係機関・団体、行政のご支援、ご協力をいただき、地域福祉活動を進めてまいりました。

令和2年度は、本会の第3期地域福祉実践計画の最終年にあたり、計画で掲げた「ともに支え合う・安心・安全・福祉のまちづくり」という理念の下、実施してきた各種事業を評価し、見えてきた課題を第4期計画に反映するよう取り組みを進めているところです。

このような中、北見市では、新型コロナウイルス感染1例目が、令和2年2月22日に確認され、北見市に対策本部が設置されました。同年2月25日に政府は感染症対策本部会議を開催し、感染拡大に備えた対策の基本方針を決定、それを基に北見市の対策本部から、「拡大を防止するためのイベント・会議等の開催に係る北見市の基本方針」が示され、本会の予定されている当面のイベント・会議を原則中止、延期又は書面協議によって行うことを基本とし、マスク等の備蓄品の確認、確保を行いました。

本会の基本的な方針については、2月27日付けで「北見市社会福祉協議会の対応について」を全職員に通知しました。

その後、北見市は感染拡大防止策として小中学校の臨時休校や公共施設の臨時休館等の対応を行いましたが、3月13日以降市内での感染が確認されないことから、4月1日より公共施設を通常会館することとなり、本会は「北見市総合福祉会館の利用のガイドライン」を策定し、このガイドラインを基本として各自治区施設もそれぞれガイドラインを策定し対応いたしました。

国は感染拡大から7都府県に対し4月7日緊急事態宣言を行い、その後、全国的な感染拡大から4月16日に緊急事態宣言を全国に拡大しました。

北見市は再度、公共施設の臨時休館を決定しましたが、5月22日に北海道が施設使用の自粛協力依頼を全て解除し、これを受け北見市は5月25日以降、感染防止策を講じながら公共施設を順次再開することを決めました。

国は4月7日以降49日間続けた、緊急事態宣言を5月25日に全面解除を決定しました。

その後も新型コロナウイルス感染症は世界的に終息が見通せず、国内では7月中旬から感染者が急増し、感染者数は過去最高を更新している。

このような状況の中、国が提唱する「新しい生活様式」に則った地域活動をどのように再開していくのか、その指針が求められていることから、自主的な感染防止のための取組を進めながら、本会として各事業実施のためのガイドラインを定めたものです。

令和2年9月1日

社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

目 次

1. 北見市社会福祉協議会主催イベントの開催の基本的な考え方	3
(1) 北見市社会福祉協議会主催イベント等の開催について	3
(2) 指針(ガイドライン)の適用期間	3
(3) 指針の改正について	3
(4) 附 則	3
2. 北見市社会福祉協議会の基本方針	3
(1) 共通する感染予防策	4
① 室内・屋外共通	4
② 室内の場合	6
③ 屋外の場合	6
④ その他	6
3. 北見市社会福祉協議会のその他の事業について	7
(1) 相談業務・研修等	7
(2) 訪問業務	7
(3) 宿泊を伴う交流会や研修会について	7

1. 北見市社会福祉協議会主催イベントの開催の基本的な考え方

(1) 北見市社会福祉協議会主催イベント等の開催について

- ①北見市での感染者の確認により中止、延期等の判断を行った。
 - a. 来場者、参加者が多く集まるイベント、研修会等については中止とした。
 - b. それ程多くの人が集まらないような事業については延期とした。
 - c. 会議については、当面、書面協議とした。
- ②このため、中止、延期、書面協議等としたイベントや研修会等の再開に当たっては、指針(ガイドライン)が必要になった。
- ③また、今までにはない国の提唱する「新しい生活様式」(資料8頁)下での地域活動を行うにあたり、指針(ガイドライン)が必要になった。

※活動再開の基準について

- 国及び北海道の緊急事態宣言が解除されていること。
- 市内で感染者が確認されていないこと。
- 北見市内の施設が使用可能であること。また、小中学校等が休校していないこと。

(2) 指針(ガイドライン)の適用期間

この指針の適用期間は、新型コロナウイルス感染の終息が見通せない状況下であるため、当分の間とする。

(3) 指針の改正について

この指針は、同感染症の国、北海道、北見市の発生動向、また、国及び北海道、北見市の対策方針を踏まえ随時改正するものとする。

(4) 附 則

この指針は、令和2年9月1日から施行する。

2. 北見市社会福祉協議会の基本方針

新型コロナウイルス感染症の終息までには長期間を要することが予想される中、様々な地域福祉活動が制限され、地域や人とのつながりが乏しくなる高齢者等が急増している。北見市では感染が拡大している状況にもないことから、新しい生活様式に則り、感染予防策を徹底しながら地域活動を再開していくものとします。なお、職員やボランティア等(担い手)と地域住民(対象者)の双方が不安を感じることなく地域福祉活動ができることを前提とし、活動への参加を強制するものではありません。

(1) 共通する感染予防策

①室内・屋外共通

- a. 参加者の氏名、連絡先の把握を確実に行う。
 - (a) 事前申し込みの場合は、名簿を作成して対応する。
 - (b) 事前に名簿を作成できない場合は、本人に記載いただく。
ただし、筆記具は使用ごとにアルコール消毒する。
- b. 次の場合は参加を遠慮願う。
 - (a) 熱がある場合
 - (b) 咳がある場合
 - (c) 体調不良の場合
※参加者だけではなく、職員も体調不良の場合は業務にあたらぬ。
- c. マスクの着用は必須とする。
※忘れた場合には、本人が調達するか、当協議会からの実費提供を受けるか選択してもらう。
- d. 3つの密は避ける
 - (a) 密閉空間 → 常時換気が可能な場合は常時換気する。
常時換気ができない場合は、1時間に一度、5分間程度の換気を実施する。
 - (b) 密集場所 → 広い場所を確保するか参加人数を絞る等の対策
※事業の参加者は定員を超えて受付は行わない。
 - (c) 密接場面 → 仕切りの設置やフェイスシールド着用等の対策
- e. 時間を短くする。(原則1時間半とし、内容により幅を持つのはやむを得ない)
※消毒作業に時間を要するため、現状の体制では簡単に時間を延長することができないため、消毒体制を検討していく。
- f. 原則、飲食物は提供しない。
 - (a) 講師は持参するか、ペットボトルを用意した方が良いか事前に選択してもらう。
 - (b) 参加者には飲み物を用意しない。
 - (c) 事業により、主催者側で熱中症対策が必要な場合等は、主催者側でペットボトルを用意する。
- g. 会議、研修等でマイク等の機器を使用する場合
 - (a) 発言者人数分のマイクがある場合は用意する。
 - (b) 発言者人数分のマイクがない場合は、次の人が使用する前にアルコール消毒を行い渡す。
 - (c) マイク以外の機器も複数で使用する場合は消毒すること

- h. 原則、人と人の接触する内容は行わない。(手をつなぐ、体に触れる)
ただし、視覚障害者のガイドヘルプ等必要な事もあるため、本人の了解を得たうえで、感染症予防対策(手指消毒の徹底等)をしっかりと取りながら対応する。
- i. 配布物の対応
 - (a) 配布物についてのルール化は行わない。
 - (b) 参加者が当日持参した配布物の配布も可とする。
- j. 携帯消毒用アルコールスプレーの管理
 - (a) ホームヘルパーには個別貸与し個人で管理使用してもらう。
 - (b) ホームヘルパー以外には各課・支所に必要数を配置し、外勤時や事業時に担当職員等に貸出し、個人で管理使用してもらう。
- k. 使い捨てグローブの使用
 - (a) ホームヘルパーには個別支給し使用してもらう。
 - (b) ホームヘルパー以外には各課・支所で必要時にホームヘルパー用備蓄から使用してもらう。
- l. 衛生用品の備蓄、管理
 - (a) マスク
 - (b) 消毒薬・消毒薬携帯用スプレー容器
 - (c) 手洗い用液体石鹸
 - (d) 使い捨てグローブ
 - (e) フェイスガード
- m. 参加者に注意を促す
 - (a) 近距離での会話は控えること
 - (b) 大きな声は出さないこと
 - (c) 呼気が激しくなるような活動(運動)は行わないこと
- n. 当面は参加者で食事を伴うような事業は控えること
 - (a) 食事の配布や宅配することは、感染対策を徹底して可とする。
- o. バス旅行について
 - (a) 市のバスについては市の取扱いに従うこと
 - (b) 社協で運行している車両(リフトバス等)を使用する場合、事業内容によりその都度判断する。
 - (c) 市内での事業については、感染予防策を徹底して可とする。
 - ・ 窓を開け換気を行う
 - ・ 乗車者の手指消毒を徹底する
 - ・ 定員の半数以下にする
 - ・ マスク着用は必須

②室内の場合

- a. 極力広い会場を選定する。
 - (a)長テーブルを使用する場合は1本に2人掛け以内で使用する。
 - ※可能な場合は長テーブル1本に1人掛けで使用する。
 - (b)テーブルを使用しない場合等は、最低1mの間隔をとること。
 - ※椅子等の位置を示す等、混雑を極力回避するよう努力する
- b. 手洗いを徹底してもらう。
 - ※ハンカチ、タオル(ペーパータオル含む)等は各自持参とする。
- c. こまめに換気する。(常時換気できる場合は常時行う)
- d. 社協が管理している施設に入館する場合は、それぞれの施設のガイドラインに従い、入館の手続き及び手洗い又は手指消毒、①のa～cを行う。
- e. 接客を伴う場合は、お客様との間に透明フィルム等を設置する。
- f. 備え付けのコート掛けなどは極力使用しないよう呼びかける。自分で袋等を持参してもらう。
- g. トイレは感染リスクが比較的高いと言われているので下記に注意
 - ・トイレ内消毒
 - ・トイレは蓋を閉めてから水を流す
 - ・液体石鹸はポンプ式がベター。接触せず自動で定量分が流れるタイプがベスト。
- h. 行事等の受付窓口が密とならないよう、立ち位置を足元に表示するなど工夫が必要。
 - 受付窓口や建物の入り口に「手指消毒用ボトル」の設置を確認する。
- i. 使用した備品等の消毒を徹底する。
 - ※参加者が触れたと考えられる場所(ドアノブ等)や備品(テーブル、椅子等)を終了後に消毒する。(場所を借りている場合は、設置者の指示に従う事)

③屋外の場合

- a. 手を洗う事ができれば、手洗いを行う。できない場合は、手指のアルコール消毒を徹底する。
- b. 使用した備品等の消毒を徹底する。
 - ※参加者が触れたと考えられる備品(マイク等)を終了後に消毒する。

④その他

- a. 宿泊を伴う事業や会議の実施、参加については、原則、実施、参加しない。
 - ※必要がある場合は、事務局長・総務課と個別協議とする。

- b. 賛助会費等での現金の授受については、現金へのウイルス付着は懸念されるものの、具体的感染例の報告がないため、現金の授受は規制しない。
※現金からの感染が確認された場合には再検討
- c. その他、国や北海道発行の各種リーフレット等も可能な限り参考とし、注意喚起を行うこと。
国・北海道の接触アプリについては、積極的に勧めはしないが、イベント等の会場に掲示し周知するものとする。

3. 北見市社会福祉協議会のその他の事業について

(1) 相談業務・研修等

- ①受付では、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、職員と相談者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。または、フェイスシールドを着用する。
- ②なるべく対面形式の演習は行わない。行わなければならない場合は、1 m以上の距離をあけること。
- ③面接の時間の目安は1回に1時間半とすること。
- ④時と場合によっては、電話での相談も検討すること。

(2) 訪問業務

- ①訪問においては、1訪問につき、マスク1枚により対応し、手指の消毒を徹底する。
- ②訪問前に、利用者や同席する家族に対して、体調を確認し、発熱が伺われる場合には、話し合いにより訪問を控える。
- ③訪問時に、利用者や同席する家族に対して、マスクの着用を要請する。
- ④利用者宅に感染拡大地域からの家族等の往来があった情報を得た場合には、利用者台帳の経過記録に、その旨を記録しておく。

(3) 宿泊を伴う交流会や研修会について

- ①宿泊地の感染状況を見極める事
- ②宿泊地までの交通機関については感染リスクの低い手段を検討すること
- ③オンライン研修等の機会があれば検討すること

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

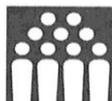
- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成